

令和五年十二月十二日受領
答弁第七六号

内閣衆質二一二第七六号

令和五年十二月十二日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出宗教法人による信託に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出宗教法人による信託に関する質問に対する答弁書

御指摘の「何らかの制約が掛かる場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、宗教法人は、法令の規定に従い、当該宗教法人の規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うものとされており、その限りにおいて、御指摘の方法により、信託をすることができる。